

建物および設備における主な石綿使用状況

平成22年6月1日現在

対象	使用箇所	現状(使用状況等)	備考(対応状況他)
石綿を含有する吹付け	設備機器室等の防音材、断熱材、耐火材として壁面や天井に使用	石綿含有が確認された吹付け材については対策済み	—
石綿含有製品	建材 建物の耐火ボード、床材等に使用	・H18.8以前に使用された建材に含まれていると考えられる。それ以降は石綿含有製品は使用していない。	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、定期検査や修繕工事等の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。
	防音材 変圧器の防音材(変電設備)	石綿含有が確認された防音材については対策済み	—
	石綿セメント管 地中線用の管路材料(送電設備)	・亘長：約0.6km	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、定期検査や修繕工事等の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。
	保温材 発電設備(火力設備)	・石綿含有製品残数： 約22,000m ³ (全数の約2割)	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、定期検査や修繕工事等の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。
	シール材・ジョイントシート 発電設備(火力設備)	・石綿含有製品残数： 約33,000個(全数の約半数)	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、定期検査や修繕工事の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。
	架空送電線用の電線(送電設備)	・電線防食剤 亘長：約30km	油性材料の内部に固着されているため、通常状態において飛散性は無いが、修繕工事等の機会に合わせて、順次、非石綿製品へ取り替えていく。
	増粘剤 発電設備(水力設備)	・アスファルト表面遮水壁 3施設 〔大津岐ダム：福島県、沼原ダム：栃木県、本別発電所導水路開渠部：北海道〕	増粘剤として使用した石綿はアスファルトと一体化しているため、通常状態において飛散性は無い。 なお、劣化が認められる場合は、表面保護層を非石綿系の材料で補修している。
	緩衝材 送電設備等の懸垂碍子	・個数：約47万個 〔碍子内部において、緩衝材として石綿含有製品を使用。碍子表面の磁器部分には使用されていない〕	成形品であり、加えて碍子内部に封入されているため、通常状態において飛散性はないが、修繕工事等の機会に合わせて、順次非石綿製品へ取り替えていく

*平成18年9月の労働安全衛生法施行令の一部改正(石綿の含有率規制が1%→0.1%に変更)を反映